

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(交通規制課)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)

○ホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価書の縦覧 (温暖化対策課)

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業支援課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会委員選挙の当選

人 (伊奈新都市建設事務所)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○男性警察官用合服上衣ほか六品目の製造請負に係る落札者の公示 (会計課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)

○県道松戸草加線の区域の変更 (越谷県土)

○県道松戸草加線の供用の開始 (生涯学習文化財課)

○埼玉県指定文化財の解除 (生涯学習文化財課)

○埼玉県環境影響評価技術審議会の開催 (温暖化対策課)

規則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年8月24日

埼玉県公安委員会規則第9号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の表を次のように改める。

| 交通規制 | 除外する車両 |
|--|---|
| (1) 道路標識等による交通規制 | ア 警備要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に定める自動車お列に編成されている自動車 |
| (2) 車両の通行禁止の交通規制 (道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。) 別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識を用いたもの並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いたものをいう。) | イ 警備要則(平成6年国家公安委員会規則第18号)に定める自動車警護列に編成されている自動車 ロ 犯罪の捜査(検察官、検察事務官及び特別司法警察職員が行う捜査を含む。)、交通の取締りその他警察の責務の遂行するために使用中の車両 リ 災害救助、人命救助、水防活動、防疫活動又は消防活動のために使用中の車両 ル 急病人の搬送、救護等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両 レ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で当該目的のために使用中のもの ロ 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車、同条各号に掲げる用務のために使用中の車両 カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する別記様式第1の標章を掲示しているもの ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、市町村又は市町村長の許可を受けた者が行う一般廃棄物収集のために使用中の車両 ク 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は道路について緊急修復を要する工事のために使用中の車両 ケ 郵便物の集配又は電気通信事業法(昭和59年 |

埼玉県公安委員会委員長 由木 義文

| | | | |
|--|---|--|---|
| | <p>法律第86号)に基づく電報の配達のために使用中の車両</p> <p>(イ) 交通安全施設の設置又は維持管理のために使用中の車両</p> <p>(ロ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両</p> | | <p>ク 前記(2)の項のオに掲げる車両</p> <p>ケ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する標章を掲示しているもの</p> <p>(イ) 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は交通安全施設について緊急修復を要する工事のために使用中の車両 別記様式第1の2の標章</p> <p>(ロ) 執行官法(昭和41年法律第111号)に基づき、執行官が強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のために使用中の車両 別記様式第1の3の標章</p> <p>(ハ) 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に規定する通常郵便物の集配及び電気通信事業法に基づき電報の配達のために使用中の車両 別記様式第1の4の標章</p> |
| <p>(3) 大型自動車等の通行禁止の交通規制(標識令別表第1の規制標識のうち、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」及びこれらの通行止め規制の組合せを示した「車両(組合せ)通行止め」の標識を用いたもの並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いたものをいう。)</p> | <p>ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する自動車であって当該用務に使用中のもの</p> <p>イ 専ら通勤者又は通学(園)者を運送する車両であって当該用務に使用中のもの</p> | | <p>ア 前記(6)の項に掲げる車両</p> <p>イ 公職選挙法に基づき選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のために使用し、交通安全と円滑に著しい障害とならない場所に駐車しているもの</p> <p>ウ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する標章を掲示しているもの</p> <p>(イ) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両 別記様式第1の5の標章</p> <p>(ロ) 医師法(昭和23年法律第201号)第2条に規定する医師が、急病人等の往診のために使用中の車両 別記様式第1の6の標章</p> <p>(ハ) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受けた自動車で、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両 別記様式第1の7の標章</p> <p>エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第1の8の標章又は他の都道府県公安委員会が交付した当該標章に相当する標章を掲示しているもの</p> <p>(イ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表1左欄に掲げる障害の区分に応じ、</p> |
| <p>(4) 大型乗用自動車を対象とした指定方向外進行禁止の交通規制</p> | <p>前記(3)の項のアに掲げる車両</p> | | |
| <p>(5) 最高速度の交通規制</p> | <p>ア 令第13条第1項に規定する緊急自動車で、同項各号に掲げる用務のために使用中の車両</p> <p>イ 専ら交通の取締りに従事する自動車(最高速度の交通規制が、令第11条に定める速度以下の区間を通行する場合に限る。)</p> | | |
| <p>(6) 駐停車禁止の交通規制</p> | <p>ア 前記(5)の項のアに掲げる車両</p> <p>イ 前記(2)の項のアに掲げる車両及び当該責務の遂行のため現に停止を求められた車両</p> <p>ウ 前記(2)の項のイに掲げる車両</p> <p>エ 急病人の搬送、救護等、人の生命又は身体に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両</p> <p>オ 前記(2)の項のカ(イ)に掲げる車両</p> <p>カ 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両</p> <p>キ 放置車両確認機関が確認事務を行うために使用中の車両</p> | | |

| | | |
|-----|--|--------|
| | <p>それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの</p> <p>(4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの</p> <p>(4) 昭和48年9月27日付け厚生省児童第156号「療育手帳制度について」に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、昭和48年9月27日付け児童第725号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」第3の1(1)に定める重度の障害を有するもの</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</p> <p>オ 平成6年12月1日付け児童1033号「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該慢性疾患ごとに厚生労働大臣が定める平成17年2月10日付け厚生労働省告示第23号「疾患の状態の程度」第8表中の色索性乾皮症に限る。)者が、日出から日没までの間に於いて現に使用中の車両で、別記様式第1の9の標章又は他の都道府県公安委員会が交付した当該標章に相当する標章を掲示しているもの</p> | |
| 車 両 | 申 請 書 | 受理警察署長 |

第2条の2第2項中、「標章等」を「標章」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 前項の表(2)の項のウに掲げる車両 | 通行禁止除外指定車標章交付申請書 (別記様式第1の10) | |
| 前項の表(6)の項のケ及び(7)の項のウに掲げる車両 | 駐停車禁止駐停車禁止除外指定車標章交付申請書 (別記様式第1の11) | 当該申請者の住所地又は自動車の使用の本拠を管轄する警察署長 |
| 前項の表(7)の項のエに掲げる車両 | 駐停車禁止除外指定車標章交付申請書 (別記様式第1の12) | |

第2条の2第3項を次のように改める。

3 標章の交付を受けた本人又は車両の運転者は、当該標章並びに運転者の連絡先及び用務先を記載した紙を車両の前面ガラスの内側に、記載事項が前方から見やすいように掲示しなければならない。ただし、前面ガラスのない車両については、外部から見やすい位置に掲示するものとする。

第2条の2に次の1項を加える。

4 公安委員会は、標章の交付を受けた者が標章を不正に使用した場合は、標章の返納を命じることができる。

第3条の2中「(大型自動車等の通行禁止の交通規制に係るものを除く。)」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号のすべてに該当する場合に限るものとする。

(1) 駐車日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車(許可条件を付す場合)にあっては、当該条件に従った駐車。次号において同じ。)により交通に支障を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではない。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない。

(2) 駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地場所となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)である。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではない。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

- ア 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務である。
 - イ 5分を超えない時間内の荷物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務である。
 - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務ではない。
- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。
 - ア 重量又は長大な荷物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内
- 2 法第49条の2第5項の規定による警察署長の駐車許可は、次の各号すべての要件を満たす場合に限り許可するものとする。
 - (1) 駐車日時については、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
 - (2) 駐車場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。
 - (3) 駐車方法については、当該方法で駐車することにより交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
 - (4) 駐車に係る用務については、次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 公共交通機関等の交通手段によるのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務である。
 - イ 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間内の駐車、その他駐車違反とならない方法によることが不可能と認められる用務である。
 - ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務ではない。
 - (5) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。
 - ア 重量又は長大な荷物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近
 - イ その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

管轄する警察署長に提出しなければならない。

- 4 前記第1項及び第2項の許可は、別記様式第8の駐車許可証を交付して行うものとする。
 - 5 車両の運転者は、前記第2項の許可に係る車両を駐車する間、前項の駐車許可証を当該車両の前面ガラスの内側に、記載事項が前方から見やすいように掲示しなければならない。ただし、前面ガラスのない車両については、外部から見やすい位置に掲出するものとする。
 - 6 警察署長は、前記第1項及び第2項の許可をする場合において必要があると認めるときは交通の危険を防止するために必要な条件を付し、その他必要な措置を命じることができる。
 - 7 警察署長は、前記第4項の許可を受けた者が条件に違反した場合及び不正に使用した場合は、許可を取り消すことができる。
 - 8 前記第4項の許可を受けた者は、許可期間中に用務先等に変更又は追加が生じた場合は、別記様式第1の14の申請書に駐車場所を明示する書類2通を添付し、申請するものとする。
- 第7条の2中「別表」を「別表2」に改める。
別表を別表2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表1 (第2条の2関係)

| 障害の区分 | 障害の級別 | 重度障害の程度 |
|--------------------------|------------------------------|------------------|
| 視覚障害 | 1級から3級までの各級及び4級の1 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 聴覚障害 | 2級及び3級 | |
| 平衡機能障害 | 3級 | |
| 上肢不自由 | 1級、2級の1及び2級の2 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 下肢不自由 | 1級から3級の1までの各級 | |
| 体幹不自由 | 1級から3級までの各級 | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く) | |
| | 移動機能 | |
| | 1級から2級までの各級 | |
| 心臓機能障害 | 1級及び3級 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| じん臓機能障害 | | |
| 呼吸器機能障害 | | |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | | |
| 小腸機能障害 | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級及び3級までの各級 | |

別記様式第1の2を次のように改める。

別記様式第1の2

駐停車禁止除外指定車

第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日発行

緊急工事使用中

車両番号 _____ 号

運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり
有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐停車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐停車はできません。

- 法定駐停車禁止場所の駐停車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐停車 (道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐停車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐停車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を認みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(②)の場合には発見した標章)を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

□被交付者等 _____

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の3を次のように改める。

別記様式第1の3

駐停車禁止除外指定車

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

執行官使用中

車両番号 _____ 号

運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐停車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐停車はできません。

- 法定駐停車禁止場所の駐停車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐停車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐停車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐停車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の4を次のように改める。

別記様式第1の4

駐停車禁止除外指定車

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日 発行

郵便物集配使用中

車両番号 _____ 号

運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐停車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐停車はできません。

- 法定駐停車禁止場所の駐停車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐停車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐停車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐停車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の5の様式を次のように改める。

別記様式第1の5

駐車禁止除外指定車

第 _____ 号
年 月 日 発行

緊急取材使用中

車両番号 _____ 号

運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の6の様式を次のように改める。

別記様式第1の6

駐車禁止除外指定車

第 _____ 号
年 月 日 発行

緊急往診使用中

車両番号 _____ 号

運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり

有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の7を次のように改める。

別記様式第1の7

駐車禁止除外指定車

第 _____ 号
_____ 年 月 日発行

歩行困難者使用中
(患者輸送車・車いす移動車)

車両番号 _____ 号
 運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり
 有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

別記様式第1の8を次のように改める。

別記様式第1の8

駐車禁止除外指定車

第 _____ 号
_____ 年 月 日発行

歩行困難者使用中
この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先/用務先 _____ 別紙のとおり
 有効期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者が現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合には発見した標章）を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者が現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(2)の場合には発見した標章）を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者

住所 _____ 氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の9の様式を次のように改める。

別記様式第1の9

駐車禁止除外指定車

第 _____ 号
年 月 日発行

歩行困難者使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日

除外時間 昼間(日出から日没まで)

埼玉県公安委員会 印

(裏面記載事項)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者が現に使用中の場合以外使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両前面の見やすい箇所に掲出してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき。
- (3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者

住所 _____

氏名 _____

(注) 大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。

別記様式第1の10及び別記様式第1の11を削り、別記様式第1の12を次のように改め、同別記様式を別記様式第1の10とする。

| | |
|--------------------------|-----------------|
| 別記様式第1の10(第2条の2関係) | |
| 通行禁止除外指定車標章交付申請書 | |
| 年 月 日 | |
| 埼玉県公安委員会 殿 | |
| 申請者住所 職業 氏名 | |
| 年齢 歳 | |
| 通行の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 主たる運転者 住所氏名 | |
| 運転者の勤務先 (官公署・会社名) | |
| 通行の区間及び 経 路 | |
| 通行車両の種別 登録番号 | |
| 通行を必要とする 事 由 | |
| 備 考 | |

別記様式第1の14を別記様式第1の11とし、別記様式第1の15を次のように改め、
同別記様式を別記様式第1の12とする。

別記様式第1の12(第2条の2関係)

| | |
|---|-------------------------|
| 駐車禁止除外指定車標章交付申請書 | |
| 埼玉県公安委員会 殿 | 年 月 日 |
| 申請者 | 住所 |
| 職業 | 氏名 |
| 生年月日 | (電話) |
| 使用目的 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 使用車両の種類 車両(登録)番号 | |
| 身体障害者手帳、 戦傷病者手帳、 療育手帳、精神障 害者保健福祉手帳 の内容等 | 手帳番号 障害部位 第 級(項症) |
| 備考 | |

別記様式第1の13を削り、別記様式第1の16を別記様式第1の13とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の埼玉県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)第2条の2の表⁽³⁾の規定により交付されている別記様式第1の2の大型自動車等通行許可証の効力については、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、改正後の埼玉県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則第2条の2の表⁽⁶⁾の規定により交付されている別記様式第1の3及び別記様式第1の4の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第2条の2の表⁽⁶⁾の規定により交付された別記様式第1の2及び別記様式第1の3の標章とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則第2条の2の表⁽⁷⁾の規定により交付されている別記様式第1の6及び別記様式第1の7の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則第2条の2の表⁽⁷⁾の規定により交付された別記様式第1の5及び別記様式第1の6の標章とみなす。
- 5 この規則の施行の際、現に旧規則第2条の2の表⁽⁷⁾の規定により交付されている別記様式第1の5及び別記様式第1の8の標章の効力については、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際、現に交付され、施行の日において残余有効期間を有する旧規則第2条の2の表⁽⁷⁾の規定による別記様式第1の9、別記様式第1の10及び別記様式第1の11の標章の効力については、この規則の施行の日から3年間は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際、現に旧規則第6条第3項の規定により交付されている別記様式第8の駐車許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第6条第4項の規定により交付された別記様式第8の駐車許可証とみなす。

告示

埼玉県告示第千二百九十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成十九年八月二十四日
埼玉県知事 上田 清司
- 一 申請のあった年月日
平成十九年八月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 太陽
- 三 代表者の氏名
石川 千枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市北野二丁目七番地十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障がい者(児)等に対し、支援事業を提供し、誰もが地域で豊かに暮らせるよう福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百九十九号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十八条第二項の規定により、本田技研工業株式会社から大里郡寄居町の区域内において行われるホンダ寄居新工場建設事業に係る環境影響評価書の提出があった。

なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

- 平成十九年八月二十四日
埼玉県知事 上田 清司
- 一 場所
埼玉県環境部温暖化対策課
埼玉県東松山環境管理事務所
埼玉県北部環境管理事務所
寄居町生活環境課
深谷市環境課
小川町環境保全課
東秩父村保健衛生課
- 二 期間
平成十九年八月二十四日(金)から

同年九月七日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午

前九時から午後四時三十分まで

埼玉県告示第千三百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

瀧島第一ビル(サミットストア新座片山店)

新座市片山三丁目二千九百十五の外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

自動車による来退店については、新設届出の中で経路が示されていますが、来退店の自動車は所定の経路ではなく、店舗西側の拡幅予定道路の先に接続する狭隘な練馬区道等、店舗周辺の練馬区内の生活道路へ進入する懸念があります。従いまして、当該大規模小売店舗設置者が新座市とも協議した上で、自動車による来退店経路を店舗利用客に対して周知するため必要な措置を講じるよう、指導をお願いします。

新設届出の中で示されている自動車による来退店経路の中には、練馬区立大泉西小学校の通学路として設定されている道路が含まれています。従いまして、当該大規模小売店舗設置者が下校児童の安全に十分注意するよう来店者に周知するとともに、問題が発生した場合は練馬区及び警視庁とも協議するよう、指導をお願いします。

今後、周辺の生活環境に予測を超える影響などが生じた場合には、埼玉県において大規模小売店舗立地法第十四条に規定する対応を取るとともに、同法第十条に照らして設置者に対して必要な対応策を指示されるよう、よろしくお願ひします。

二 縦覧期間

平成十九年八月二十四日から平成十九年九月二十五日まで

三 縦覧場所
 埼玉県産業労働部商業支援課
 埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第千三百一十号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(二千五百分の一ディジタルマッピング)

二 作業期間

平成十九年七月二十日から平成二十年三月二十一日まで

三 作業地域

川口市全域

埼玉県告示第千三百二号

測量計画機関の長である和光市長野木実から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(基準点測量及び現況測量)

二 作業期間

平成十九年六月二十五日から平成二十年三月二十八日まで

三 作業地域

和光市白子三丁目の一部

埼玉県告示第千三百三号

平成十九年八月十九日に執行の上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第四項の規定により、次のとおり決定したので、同法第五項の規定により、公告する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 宅地の所有者のうちから選挙される委員の当選人

| 住所 | 氏名 |
|------------------------|------|
| 北足立郡伊奈町大字 小針内宿千四百四十 | 齋藤周孝 |

| 番地一 | 当選人 |
|---------------------------|------|
| 北足立郡伊奈町大字 羽貫五百七十二番地 | 加藤智彦 |
| 北足立郡伊奈町寿一 丁目四十八番地二 | 横尾忠司 |
| 北足立郡伊奈町大字 小針内宿二百八番地 | 平川保男 |
| 北足立郡伊奈町大字 大針六百一番地一 | 森田誠 |
| 北足立郡伊奈町大字 小針内宿千三十五番地 | 内田俊男 |
| 北足立郡伊奈町大字 小針新宿二百三十八番地一 | 田口廣英 |
| 北足立郡伊奈町大字 羽貫五百十五番地二 | 小林久夫 |
| 北足立郡伊奈町大字 羽貫八百六十七番地 | 小林喬 |
| 北足立郡伊奈町大字 大針八百二十九番地 | 大塚順康 |
| 北足立郡伊奈町大字 小針内宿三百十二番地 | 内田武 |
| 北足立郡伊奈町大字 羽貫二百四番地 | 野川勉 |
| 北足立郡伊奈町大字 小針新宿三百九十番地 | 大塚洋明 |

| 住所 | 氏名 |
|--------------------------|------|
| 北足立郡伊奈町大字 小針新宿千三十三番地四 | 関口忠夫 |

埼玉県告示第千三百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年八月七日
指令東整第一八〇〇四三二号

二 検査済証番号

平成十九年八月十五日第五十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字高谷寺ノ下一三六四一外一二筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市二之宮町二七一
株式会社 オリジンフーズ
代表取締役 狩野 一夫

埼玉県告示第千三百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

1 案件名及び予定数量(単価契約)

- (1) 男性警察官用合服上衣
1,954着
- (2) 男性警察官用合活動服
2,200着
- (3) 男性警察官用制服ワイシャツ
11,202着
- (4) 男性警察官用合服ズボン
4,696着
- (5) 男性警察官用冬活動服
1,678着
- (6) 男性警察官用冬服ズボン
3,499着
- (7) 男性警察官用短靴
7,835足

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 男性警察官用合服上衣
株式会社西武百貨店 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号
- (2) 男性警察官用合活動服
株式会社クリエイトセブン 東京都中央区新川2丁目2番1号いずみハイツ茅場町209
- (3) 男性警察官用制服ワイシャツ
ミドリ安全株式会社 東京都渋谷区広尾5丁目4番3号
- (4) 男性警察官用合服ズボン
株式会社松坂屋 愛知県名古屋市中区栄3丁目16番1号
- (5) 男性警察官用冬活動服
ジャパンユニホーム株式会社 東京都中央区日本橋新堀町2丁目8番5号興洋ビル
- (6) 男性警察官用冬服ズボン
東洋物産株式会社 東京都杉並区和田3丁目53番14号
- (7) 男性警察官用短靴
株式会社シモン 東京都文京区本郷3丁目20番1号

5 落札金額(税込み1着(足)当たりの単価)

- (1) 男性警察官用合服上衣
16,086円
- (2) 男性警察官用合活動服
16,474円
- (3) 男性警察官用制服ワイシャツ
5,841円
- (4) 男性警察官用合服ズボン
8,700円
- (5) 男性警察官用冬活動服
18,923円
- (6) 男性警察官用冬服ズボン
8,968円
- (7) 男性警察官用短靴
5,712円

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月二十四日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

一 許可番号

平成十九年四月二十日

指令飯整第一八〇〇六四〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月二十日

飯整第一九〇〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字葛貫字新田前一〇七八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区八重洲二丁目八番一号

日本調剤株式会社

代表取締役 三津原 博

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十号

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

一 道路の種類 県道

二 路線名 松戸草加線

三 道路の区域

| 旧新別 | 区 | 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-----|---|---|------------------|--------------|--|
| 新 | 三郷市戸ヶ崎三丁目七四五番一地从先から 同市戸ヶ崎三丁目七〇六番地先まで | | 八・七〇〇 九・〇〇〇 | 一三五・〇〇 | 平成十三年二月二十日付け埼玉県告示第二百九号で告示した道路予定区域の一部変更である。 地方特定道路(交通安全)整備工事である。 |
| 旧 | | | 一〇・〇〇〇 一〇・五〇〇 | | |

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年八月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 | 備考 |
|---------|------------------|-----------------|---|
| 県道松戸草加線 | 三郷市戸ヶ崎三丁目七四五番一地先 | 平成十九年 八月二十四日 | 平成十九年八月二十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路区域の一部供用の開始である。 地方特定道路(交通安全)整備工事である。 延長 二一・〇〇メートル |

埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は平成十九年六月八日をもって指定を解除された。

平成十九年八月二十四日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

| 種類 | 名称及び員数 | 所在地 | 所有者(管理者) |
|------|---|--------------|---------------|
| 考古資料 | 酒巻一四号墳出土品 人物埴輪一〇体 馬形埴輪 四体 円筒埴輪三七点 その他一括 | 行田市本丸一七番三三三号 | 行田市(行田市郷土博物館) |

雑報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成十九年八月二十四日

埼玉県環境影響評価技術審議会

会長 水口 俊典

三 議題

一 開催日時
平成十九年九月三日(月) 午前十時から午前十二時まで

二 開催場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館七B会議室

川越都市計画事業川島インターチェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について

四 傍聴者の定員
二十人

五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができ

る。

傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉環境影響評価技術審議会事務局(埼玉環境部温暖化対策環境影響評価担当)
電話〇四八(八三〇)三〇四一

| | |
|------|--|
| 発行日 | 毎週 火曜日・金曜日 |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円 (郵便料金を含む) |
| 発行者 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表) |
| | 埼玉環境影響評価技術審議会事務局 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所 | 関東図書株式会社 〇四八―八六二―二九〇二(代表) |